

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 1 月 25 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600296 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600142 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和29年9月15日から同年7月1日に訂正し、同年7月及び同年8月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

昭和29年7月1日から同年9月15日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和29年7月1日から同年9月15日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年7月1日から同年9月15日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、昭和29年4月1日にC社へ入社し、同年7月1日に同社の関連会社であるA社へ異動したが、厚生年金保険の記録では、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された訂正請求記録の対象者のA社における永年勤続表彰の記念品である時計の写真、B社から提出された永年勤続表彰に係るノート(写)並びに同社及び複数の元従業員の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者はA社及びその関連会社に継続して勤務し(昭和29年7月1日にC社からA社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社における昭和29年9月の厚生年金保険の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和29年7月1日から同年9月15日までの期間について、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600308号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600144号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月8日の標準賞与額に係る記録を17万4,000円とすることが必要である。

平成17年7月8日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月

A社から、育児休業期間中であつた平成17年7月に賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成17年上期賞与明細書(写)、A社及びB社の回答並びに複数の従業員に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(写)により、請求者は、平成17年7月8日にA社から賞与の支払(17万4,000円)を受けていることが認められる。

また、C年金事務所から提出された健康保険厚生年金保険育児休業取得者申出書(写)及びオンライン記録によると、A社の事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業期間中(平成17年*月*日から同年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であつて、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われぬ旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、請求期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる賞与額から、17万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600309 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600143 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月

A 社から、請求期間に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているが、年金記録に当該賞与の記録が無い。調査の上、請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に A 社から賞与を支給されたと主張しているところ、同社に照会したが回答がない上、請求者は賞与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、請求者は、A 社から給与及び賞与が振り込まれていたとする金融機関の預金通帳等を所持していない上、当該金融機関に照会したものの、請求者の口座の記録については確認できない旨の回答があり、請求者の請求期間に係る賞与が振り込まれた事実及び振込金額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。